

権限の委任に関する政令の方向性について

1. 趣旨・背景等

改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が個人情報取扱事業者等を監督するに当たり、各省庁が所管する事業分野に関する専門的知見や、所管する事業分野の事業者を監督するために有している体制を有効に活用することは、個人情報の適正な取扱いを確保するためにも有益と考えられたため、報告徴収及び立入検査の権限を委員会から事業所管大臣（各省庁）に委任することができることとし、その詳細は政令で定めることとされた。また、監督の実務に配慮し、委任された権限に属する事務を地方公共団体の長等の事務とすることができることとし、その詳細についても政令で定めることとされた。

改正個人情報保護法第 44 条及び第 77 条が権限の委任に関する規定となっており、次の事項が政令に委ねられている。

- (1) 権限の委任が可能となる「事情」（第 44 条第 1 項）
- (2) 権限の委任の方法（同項）
- (3) 事業所管大臣から委員会への権限行使の結果報告の方法（第 44 条第 2 項）
- (4) 事業所管大臣の地方支分部局や内部部局への権限の委任の詳細（第 44 条第 3 項）
- (5) 委員会、事業所管大臣等から地方公共団体の長等への事務の委譲の詳細（第 77 条）

2. 方向性

次の方向性を軸に、政令の規定や基本方針の内容について、検討を進めるものとする。

(1) 権限の委任が可能となる「事情」について

改正個人情報保護法第 44 条第 1 項は、「緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるとき」にのみ報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣に委任することが可能としている。権限委任の規定が設けられた趣旨に鑑み、権限の委任が可能となる「事情」として、事業所管大臣に報告徴収及び立入検査を委ねることが効果的と考えられる次の 2 つの場合を定めることとする。

- ① 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。（法律で例示されているものを再度規定するもの。）
- ② 効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

実際の委任先は、具体的な事案発生時の状況や事業所管大臣の監督体制等を踏まえ、上記「事情」への該当性を総合的に判断した上で決定することとする。

(2) 権限の委任の方法について

委員会は、あらかじめ委任しようとする事業所管大臣と協議の上、委任する事務の範囲及び期間を定めて、事業所管大臣に委任することとする。なお、委任した場合でも、委員会が自ら権限を行使することは可能とする。また、事業が共管の場合等には、複数の事業所管大臣に委任することも可能とする。

(3) 事業所管大臣から委員会への権限行使の結果報告の方法について

改正個人情報保護法第 44 条第 2 項に基づき、事業所管大臣は、委任された権限を行使したときは、その結果について委員会に報告する必要があるところ、その方法については、報告徴収又は立入検査の結果判明した事実やその他参考となるべき事項を書面（電磁的方式を含む。）で報告することとする。

報告の期限は委員会が個別に設定するが、個人情報取扱事業者等に個人情報保護法違反が認められる場合には、直ちに報告することとする。

(4) 事業所管大臣の地方支分部局や内部部局への権限の委任の詳細について

各省庁の実情に合わせて地方支分部局等に委任できるよう、現行の施行令第 12 条の規定を参考に、所要の規定を整備する。

(5) 委員会、事業所管大臣等から地方公共団体の長等への事務の委譲の詳細について

各省庁の実情に合わせて事務の一部を地方公共団体の長等が行うことができるよう、現行の施行令第 11 条の規定を参考に、所要の規定を整備する。

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

（報告及び立入検査）

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定

による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

（略）

（地方公共団体が処理する事務）

第七十七条 この法律に規定する委員会の権限及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第十一条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者が行う事業であって当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 法第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。）であってその設立の許可又は認可に係る主務大臣の権限に属する事務が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。

3 第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨げない。

4 第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する場合においては、法及びこの政令中これらの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

（権限又は事務の委任）

第十二条 主務大臣は、法第六十八条の規定により、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2 主務大臣（前項の規定によりその権限又は事務が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、法第六十八条の規定により、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に

係るものを委任することができる。

- 3 警察庁長官は、法第六十八条の規定により、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限又は事務を委任することができる。
- 4 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

以上